

令和3年3月24日

株式会社 日本キャリアサービス
代表取締役 竹内 信之

令和2年度 特定処遇改善加算（下半期）を下記のとおり支給します。

記

支給日 令和3年3月25日

支給対象月 令和2年10月～令和3年3月（6か月分）

配分対象と配分ルール

A グループ・・・経験・技能のある介護職員

【原則勤続10年以上（他事業所含）の介護福祉士】

要件 *原則1人以上「月額8万円」又は「年収440万円」

平均処遇改善額がBグループの2倍以上

管理者	月額	20,000円
主任	月額	15,000円
介護員	月額	10,000円

*小規模施設であり、職員給与体系で直ちに一人の賃金を上げ困難

B グループ・・・他の介護職員

【Aグループ以外のすべての介護職員】

要件 平均処遇改善額がCグループの2倍以上

正職員	月額	3,800円
パート職員	月額	2,000円 *常勤換算（週/40時間計算）
(*実支給額月額 <u>374円～1,966円</u>)		

C グループ・・・その他の職員

【介護職員以外の職員】

対象者なし

以上

* 上記金額の上乗せ分は、今回のコロナ感染に対する特別手当分

賃金改善以外で取り組んでいる処遇改善の内容

資質の向上

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケアサービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援。
(研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む)

労働環境・処遇の改善

- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- ・健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の設備

その他

- ・中途採用者（他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等）に特化した人事制度の確立（勤務シフト配慮、短時間正規職員制度の導入等）
- ・非正規職員から正職員への転換